

件名	愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
主管課	障がい福祉課
根拠法令等	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第05号、平成28年6月3日公布)、②地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号、平成29年6月2日公布)、③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第2号、平成30年1月18日公布)

【改正の概要】

障害福祉サービス事業及び障害者支援施設の指定基準等については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)に基づき、地方自治体が条例で定めることとされているが、県条例の根拠となる、障害福祉サービス事業等の基準に関する厚生労働省令が改正(平成30年4月1日施行)されること等に伴い、県条例についても国の基準に準じて改正する。

1. 障害者総合支援法の施行に伴う改正

上記①、②の根拠法により、障害者総合支援法が平成30年4月1日から改正施行されることによる新設サービスの基準を追加する。

(1) 指定障害福祉サービスの新設

- ・就労定着支援: 支援を受けて一般就労した障がい者に対する就労継続を図るための支援を行う。
- ・自立生活援助: 一人暮らしに移行した障がい者などに対する自立生活に向けた支援を行う。

(2) 共生型障害福祉サービスの新設

高齢者と障がい児・者が同一事業所でサービスを受けられるよう、介護保険と障がい福祉の両制度で類似した居宅・日中活動系サービス(デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ等)について、相互に指定を受けやすくする。

※児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスの指定事業者に対する生活介護の基準を規定。

※介護保険法に基づく訪問介護の指定事業者に対する居宅介護及び重度訪問介護の基準を規定。

※介護保険法に基づく通所介護等及び小規模多機能型居宅介護等の指定事業者に対する生活介護及び自立訓練(機能訓練・生活訓練)の基準を規定。

※介護保険法に基づく短期入所生活介護等及び小規模多機能型居宅介護等の指定事業者に対する短期入所の基準を規定。

2. その他基準省令の改正による主な改正事項

- (1) 共同生活援助(グループホーム)のサービス類型に新設された、重度の障がい者に対応できる支援体制を備えた「日中サービス支援型指定共同生活援助」に係る規定の追加
 - (2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の対象者の障がい種別の制限を撤廃
(現行: 機能訓練は身体障がい者が、生活訓練は知的障がい者及び精神障がい者が利用)
 - (3) 多機能型事業所で行う事業に、新設する障害児通所支援事業(居宅訪問型児童発達支援)を追加
 - (4) 共同生活援助事業所(外部サービス利用型を除く)の利用者のうち一定の状態にある者に対し、居宅介護等の利用が認められる経過措置の期限を平成33年3月31日まで延長する。
 - (5) 障害者支援施設及び福祉型障害児入所施設の指定を受け、一体的に支援を提供している場合の基準の特例を廃止する。(経過措置期限: 平成33年3月31日)
- ※その他、規定の整備を行う。

【改正の対象となる条例】

	条例名	改正理由
第1条	愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	1、2(1)~(4)
第2条	愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	2(5)
第3条	愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	2(2)・(3)

施行日 平成30年4月1日

【その他参考事項】

基準省令の改正の趣旨

障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおける議論等を踏まえ、所要の改正を行ったもの。